

介護老人保健施設 優和の里 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第 1 条 医療法人徳新会が開設する介護老人保健施設優和の里（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第 2 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 5 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとする以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第 4 条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 優和の里
- (2) 開設年月日 平成 10 年 2 月 1 日
- (3) 所在地 新潟県村上市勝木 1340-1
- (4) 協力医療機関 山北徳新会病院（併設）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	管理者	1人(兼任)
(2)	医師	1人(兼任)
(3)	介護職員	4人
(4)	支援相談員	1人(兼任)
(5)	理学療法士・作業療法士	1人
(6)	管理栄養士	1人(兼任)
(7)	事務職員	1人(兼任)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (4) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (5) 理学療法士及び作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (7) 事務職員は、庶務・経理・施設管理及びフロント業務に従事する。

(営業日・営業時間・サービス提供時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
但し、12月31日より翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業日の午前8時30分から午後4時30分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は7時間以上8時間未満とする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用者の定員は、1単位40人とする。

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう）医師、リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提供する。

- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 口腔・栄養スクリーニング（介護・予防）
- 6 リハビリテーションマネジメント、短期集中リハビリテーション実施（介護）
- 7 運動器機能向上（予防）
- 8 栄養改善（介護・予防）
- 9 指定通所リハビリテーション事業者（介護予防通所リハビリテーション）は、指定通所リハビリテーションサービス（介護予防通所リハビリテーションサービス）を提供するにあたっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施する。
- 10 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

（利用者負担の額）

第 10 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険負担割合証の負担割合に基づいた額とする。

- （１）保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （２）食費、行事費、区域外の場合は送迎費、日常生活品費、その他の費用等利用料を、利用料金一覧表に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

新潟県村上市（旧山北町）および山形県鶴岡市（旧 温海町）

（身体拘束の原則禁止及び高齢者虐待の防止）

第 12 条

- ・当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を禁止する。但し、転倒の恐れ・点滴自己抜去、その他自傷他害の恐れがある場合等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う事がある。この場合、当施設の医師が、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。また、身体拘束等を行う場合は所定の用紙を用いて同意を得る事とする。
- ・身体拘束等適正化のための職員研修（年 2 回以上）を行う。
- ・当施設は、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等の関わる法律に基づき、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害されている状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれないよう努めるものとする。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- ・虐待防止のための指針を整備すること。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修（年 2 回以上）を定期的に実施すること。
- ・新規採用時にも研修を実施する。
- ・研修の内容は記録する。
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(褥瘡対策等)

第 13 条 褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための委員会を定め、体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 14 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 10 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 9 条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 喫煙はきめられた場所以外では固くお断りします。
飲酒につきましては、職員の指示に従って下さい。
- ・ 設備・備品の利用は、本来の使用方法に従った使用をしていただく。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則として行わない。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、遠慮願う。
- ・ 宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの飼育など持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 暴力、騒音を立てるなど他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者の任命をもって充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 消防計画作成及び変更……………適時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、事故発生の防止のための委員会を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行なう。

- ・ 事故発生防止のための指針の整備。
- ・ 事故が発生した場合における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備。
- ・ 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的な実施。

- ・上記の措置を適切に実施するための担当者の設置。
 - ・当施設で、虐待等が発生した場合、速やかに市へ通報し、市が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 17 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める 医療法人徳新会 介護老人保健施設 優和の里の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

- 2 健康診断の結果必要と認めたときは、業務の軽減または転換、治療その他健康保持上必要とする措置を講じる事がある。
- 3 伝染病等の予防のため必要と認めたときは、検査または予防注射等を実施することがある。
- 4 特定の業務または危険・有害な業務に従事する職員に対しては、法令の定めるところにより健康診断を実施する。

(衛生管理)

第 21 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のために委員会を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の検査を行い、その結果の必要性に応じて駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員は守秘義務を遵守する事を書面によっ

て誓約しなくてはならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、個人情報保護方針、個人情報利用目的については、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人徳洲会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 24 条 当施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。（タスクシフトや ICT 導入について話し合う委員会）

(カスタマーハラスメント行為)

第 25 条 施設は、患者等による次に掲げるカスタマーハラスメントに該当する行為に対し、組織として適切に対応し、これを放置せず、職員の心身の健康と安全な就業環境を確保するものとする。

(1) 暴力、拘束、脅迫、大声、侮辱、ひどい暴言。

(2) 継続的又は執拗なクレーム、過度な謝罪の要求（土下座等）。

(3) 拘束時間の長い電話や面談の強要その他の拘束的な言動（不退去、居座り、監禁等）。

(4) SNS やインターネット上を含む誹謗中傷、プライバシーの侵害。

(5) 性的な言動その他のセクシュアルハラスメントに該当する行為。

(6) そもそも要求に理由がない又はサービス等と全く関係のない要求をする行為。

(7) 契約等により想定しているサービスを著しく超える要求をする行為。

(8) その他、前各号に準ずる不当な要求又は行為。

(基本的な対処方法)

2 施設は、第 24 条で定めるカスタマーハラスメントが生じた場合、必要に応じて以下のとおり対応するものとする。

(1) 可能な限り職員に 1 人で対応させない。また、必要に応じて当該職員に代わって管理監督者等が対応する。

(2) 職員から十分な説明を行った上でもなお繰り返しの要求が続く場合には、一定の時間の経過をもって退去を求めたり、電話を切ったりする。

(3) 暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については警察に通報する。

(4) その他当該カスタマーハラスメントの態様及び程度に応じて、これらに準じる必要かつ適切な対応を行う。

(特に悪質なカスタマーハラスメントへの対処方法)

3 施設は、特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントが生じた場合、必要に応じて

以下のとおり対応するものとする。

(1) 当該行為者に対して警告文を発出する。

(2) 当該行為者に対して施設等への出入りを禁止する。

(3) その他当該カスタマーハラスメントの態様及び程度に応じて、これらに準じる必要かつ適切な対応を行う。

付 則

この運営規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。

令和 3 年 4 月 1 日 改正

令和 4 年 12 月 22 日 改正

令和 6 年 6 月 1 日 改正

令和 6 年 10 月 1 日 改定

令和 7 年 6 月 1 日 改定

令和 8 年 10 月 1 日 改定

・